

国自貨第103号
平成26年1月22日
一部改正 国自貨第121号
平成29年1月13日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
釧路運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

「荷主への勧告について」の細部取扱いについて

この通達は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条及び「荷主への勧告について」（平成26年1月22日付け国自貨第102号。以下「局長通達」という。）に基づく荷主勧告に係る事務の細部取扱いとともに、警告書及び協力要請書に係る事務要領を定めるものであるもので、事務に遺漏のないようにされたい。

なお、「荷主への勧告について」の細部取扱いについて（平成20年3月28日付け国自貨第211号。以下「旧課長通達」という。）は、この通達の施行の日をもって廃止する。

記

1 荷主勧告等の対象となる事業者の違反行為

荷主勧告、警告書及び協力要請書の対象となる一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の違反行為は、法第17条第1項から第4項まで（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことによる法第23条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）に係る違反行為又は法第33条第1号（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第33条の規定（法第35条第6項において準用する場合を含む。）による処分（以下「行政処分」という。）に係る違反行為（以下「対象違反」という。）である。

特に荷主の指示等により行われやすい形態である次に掲げる違反行為（以下「主要対象違反」という。）については、荷主の関与について適切に調査

を行うこと。

(1) **法第17条第1項に規定する違反行為**

事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講ずべき義務に係る違反（以下「過労運転防止違反」という。）

(2) **法第17条第3項に規定する違反行為**

過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示（以下「過積載運行」という。）

(3) **法第17条第4項に規定する違反行為**

同項に規定する違反行為のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項の違反であって、道路交通法第22条第1項に規定する事業用自動車の運転者の最高速度違反に係るもの（以下「最高速度違反」という。）

2 荷主勧告

荷主勧告の発動要件については局長通達記1のとおりであるが、荷主勧告発動のための端緒及び荷主の行為の類型等については、次のとおりである。

(1) **端緒**

運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）又は地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事案を認知した場合は、荷主の行為について調査すること。

ア 対象違反に関し、荷主の関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪として捜査機関に捜査された事案

イ 荷主が過積載車両の運転の要求等（道路交通法第58条の5第1項各号に規定する行為のこと。）を行ったとして、警察署長から同条第2項に基づき再発防止命令書を交付された事案

ウ 運送契約書、運送依頼書等の書類、関係者の説明等から、対象違反に関し、荷主の主体的な関与が疑われる事案

エ 同一の荷主と取引関係にある複数の事業者が、同一の対象違反を行った事案

オ 過去3年以内に警告書（他の地方運輸局が発出した警告書を含む。）が発出されている荷主と取引関係にある事業者（当該警告書の対象であった事業者以外の事業者を含む。）が対象違反を行った事案

(2) **荷主の行為の類型**

前項の調査の結果、荷主が次に掲げる事例の行為を行った疑いが認められる場合、地方運輸局は、個別具体の事例に応じ、当該荷主の行為が、法

第64条第1項に規定する荷主勧告発動の要件に該当するか否かを適切に判断すること。

ア 荷主が事業者に対する優越的な地位又は継続的な取引関係を利用して、次に掲げる行為を行ったことにより、事業者が対象違反を行ったと認められる事例

(ア) 非合理的な到着時間を設定

(イ) 交通渋滞の発生等やむを得ない事情による運送の遅延に関し、ペナルティを設定

(ウ) 積込み前に貨物量を増やす急な依頼

(エ) 荷主の管理に係る荷捌き場において、手待ち時間が恒常的に発生しているにもかかわらず、当該手待ち時間の解消に係る事業者の要請に対し、社会通念上行われるべき改善措置を行わないこと

イ 対象違反に関し、荷主の関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪で公訴が提起された事例その他荷主の指示等が認められる事例

(3) 荷主勧告の具体的内容

局長通達記2に規定する荷主勧告の具体的内容については、次に掲げる例を参考とされたい。

ア 事業用自動車の運転者について、「貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号）違反につながるような貨物の到着時間の設定を行わないよう勧告する。

イ 事業用自動車の運転者に最高速度違反を惹起させることのないよう、契約において、交通渋滞等やむを得ない事情による到着時間の遅延に対し、ペナルティを課すことをしないよう勧告する。

ウ 事業用自動車の運転者に過積載運行を惹起させることのないよう、積込み前に貨物量を増やす急な依頼をしないよう勧告する。

エ 貴社の管理に係る荷捌き場において、恒常的な手待ち時間を発生させ、事業用自動車の運転者に、「貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号）違反となるような乗務をさせないよう、当該トラック運送事業者と協議の上、積載方法の見直し、ブースの増設等の措置を講ずることを勧告する。

オ トラック運送事業者に対し、過積載となるような運行を指示しないよう勧告する。

(4) 荷主勧告書の発出先

荷主勧告書の発出先は、貨物の発注主体（支社又は営業所）及び本社と

する。

3 警告書及び協力要請書

運輸支局又は地方運輸局による事業者に対する監査により、対象違反に関し、輸送の安全確保命令又は行政処分を行った場合においては、地方運輸局は、次の要件に基づき、警告書又は協力要請書を発出するものとする。

(1) 警告書

警告書は、次のいずれかの要件に適合する場合に発出するものとする。

ア 対象違反に関し荷主の関与が認められる場合において、当該関与の度合い、荷主の行為の悪質性、荷主における違反防止のための改善措置の状況等を総合的に勘案し、荷主勧告の発動には至らないが、対象違反の再発防止のため荷主に対し警告を行う必要があると認められること。

イ 過去3年間に荷主に対して協力要請書（他の地方運輸局が発出したものを含む。）を発出していること（荷主勧告を発動すべき場合を除く。）。

(2) 協力要請書

協力要請書は、主要対象違反に係る積載物の荷主が特定できる場合に発出するものとする（荷主勧告を発動すべき場合及び警告書を発出すべき場合を除く。）。

なお、積合せ貨物の輸送のように荷主が複数となる場合は、この限りでない。

(3) 発出先等

警告書及び協力要請書を発出する荷主の範囲は、真荷主及び下請事業者に対する元請貨物利用運送事業者（貨物自動車運送事業者を含む。）とする。

発出先は、貨物の発注主体（支店又は営業所）及び本社とする。

4 荷主勧告書等の様式

(1) 荷主勧告書

荷主勧告書の様式は、様式1のとおりとする。

(2) 警告書

過労運転防止違反に係るものは様式2-1、過積載運行に係るものは様式2-2及び最高速度違反に係るものは様式2-3のとおりとする。

なお、これらの違反以外の対象違反に係るものについては、これらの様式を参考に作成するものとする。

(3) 協力要請書

過労運転防止違反に係るものは様式3-1、過積載運行に係るものは様

式3-2及び最高速度違反に係るものは様式3-3のとおりとする。

5 雑則

(1) 台帳の管理

地方運輸局は、警告書及び協力要請書の発出状況について、台帳で管理し、地方運輸局間での情報の共有化を徹底することとする。

また、警告書及び協力要請書の発出に当たっては、荷主の所在地を管轄する地方運輸局に対して事前に過去の発出状況の照会を行うこととする。

(2) 本省への稟伺

局長通達記4の規定に基づき、地方運輸局は、荷主勧告の発動の可能性があると判断した場合は、十分な時間的余裕をもって、自動車局貨物課に対し稟伺することとする。

(3) 荷主名及び概要の公表要領

局長通達記5に規定する荷主名及び概要の公表については、次の要領で実施することとする。

ア 公表事項

- (ア) 荷主勧告の年月日
- (イ) 荷主の氏名又は名称
- (ウ) 発注主体である荷主の支社又は営業所の名称及び位置（番地まで）
- (エ) 違反行為を行った事業者の氏名又は名称並びに営業所の名称及び位置（番地まで）
- (オ) 違反行為の概要
- (カ) 荷主勧告の内容

イ 公表方法

地方運輸局においては、前記ア「公表事項」を記載した資料を報道機関に提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。

(4) 関係機関への連絡

荷主勧告書及び警告書の内容が過労運転防止違反の場合には、地方運輸局長から関係都道府県労働局長あて、荷主勧告書又は警告書の写しなどを用い連絡すること。

(5) 報告

警告書及び協力要請書の発出状況について、別記様式により年度毎にとりまとめ、翌年度の6月末までに本職宛報告されたい。

附 則

- 1 この通達は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この通達による荷主勧告の対象となる荷主の行為は、この通達の施行日以降のものとする。
- 3 旧課長通達に基づいて発出された「一般的内容の協力要請書」及び「警告的内容の協力要請書」については、この通達により、それぞれ「協力要請書」及び「警告書」が発出されたものとみなす。

附 則（平成29年1月13日国自貨第121号）

- 1 この通達は、平成29年1月16日から施行する。
- 2 この通達による荷主勧告の対象となる荷主の行為は、この通達の施行日以降のものとする。